

7 6 条 申 請 作 成 上 の 留 意 点

【以下のことに注意して申請してください。】

- 1 . 申請者と土地所有者が異なる場合は、土地所有者の承諾書(同意書)を添付してください。
- 2 . 「付近見取図」及び「仮換地ブロック図」の申請位置は、着色で明示してください。
- 3 . 「街区図」には、敷地の周辺距離を記入してください。(ミリ単位は切り捨て、小数点第二位までとする)
- 3 . 「平面図」に配置寸法並びに壁面〔外壁面〕後退の寸法をそれぞれ明記してください。
- 4 . 「立面図」に建物高さの寸法を明記してください。
- 5 . 宅地内の雨水排水施設経路のわかる図面を添付してください。また、既設宅地柵・側溝への取り付け詳細図(別添図参照)も添付してください。
- 6 . 宅地の縦横断図を添付してください。(土の切盛り等が判断できるもの)
- 7 . 組合が設置した構造物(側溝等)に隣接して外構・コンクリート張りを行うときは、目地等で縁切りをしてください。また、図面も添付してください。(別添図参照)
- 8 . 添付する図面全てに、設計者又は申請者の印(修正した場合は訂正印)を押印してください。
- 9 . 行為の面積は、仮換地証明・保留地証明に記載の面積を記入してください。
- 1 0 . 外構を行う場合は、申請書に構造と延長(例:CBブロック 段積み、L = m等)を記入してください。また、平面図への記入と構造図(別添図参照)を添付してください。
- 1 1 . 7 6 条の許可書は組合にてお渡しします。(許可後、組合より連絡します)
- 1 2 . 7 6 条申請から許可までには組合審査期間 1 週間(修正も考慮して)、市審査期間 2 週間の計 3 週間を要しますので注意してください。
- 1 3 . 7 6 条申請許可後は、着手前に必ず土地画整理法第 7 6 条第 1 項許可標識を設置してください。
- 1 4 . 建築物だけの申請で、工作物を申請しない場合は、配置図内に『今回の申請は、建築物のみの申請であり、外構等工作物を施工する場合は、別途 7 6 条申請を提出し許可後に施工します』と必ず明記してください。なお、この場合、検査手数料及び工事保証金等の手続きが再度必要となります。